

令和 6 年(2024 年)10 月からの児童手当制度改革(対象拡充) についてお知らせ

令和 6 年 10 月分(12 月支給分)から、児童手当の制度が変更になります。

制度改革(対象拡充)内容について

令和 6 年 10 月から、児童手当の支給対象が拡充されます。

1. 支給対象児童を、15 歳年度末(15 歳到達後最初の 3 月 31 日)から 18 歳年度末(高校生年代)まで拡充

中学生までとされていた支給対象児童の範囲が拡大され、高校生年代(18 歳到達後最初の年度末)までの支給に変更

2. 所得制限及び所得上限の撤廃

所得制限限度額と所得上限限度額が撤廃となり、所得の額に関わらず対象児童を養育している世帯に支給

3. 第 3 子以降の支給額を、15,000 円から 30,000 円に増額(多子加算)

児童の年齢に関わらず第 3 子以降の支給額が 15,000 円/月から 30,000 円/月へ増額

4. 第 3 子以降多子加算における児童のカウントを、18 歳年度末から 22 歳に到達した年度末まで拡充

改正前の制度では高校生年代の児童から第 1 子としてカウントしていましたが、制度改革後は 22 歳に到達した年度末までの児童から第 1 子としてカウントする方法に変更(養育している場合に限る)。

5. 支払月が 2 月、6 月、10 月の年 3 回から、偶数月の年 6 回に

支給月が年 3 回から年 6 回へ変更となり支給回数が増加。なお、制度改革後の初回支給は 12 月で支給内容は 10 月分・11 月分の 2 か月分

改正内容について

【拡充分】	現行制度	拡充後(令和6年10月~)
支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳到達後最初の3月31日まで)	高校生年代までの国内に住所を有する児童 (18歳到達後最初の3月31日まで)
所得制限	あり ・所得制限以上で特例給付 ・所得上限以上で支給なし	なし
支給額	3歳未満 15,000円 3歳以上小学校終了まで 第1子・2子 10,000円 第3子以降 15,000円 中学生 10,000円 (特例給付は一律5,000円)	3歳未満 第1子・2子 15,000円 第3子以降 30,000円 3歳以上高校生年代まで 第1子・2子 10,000円 第3子以降 30,000円
第3子以降加算 カウント対象	高校生年代まで (18歳到達後最後の3月31日まで)	大学生年代まで (22歳到達後最初の3月31日まで) ※進学・就職を問わず、お子様を養育していればカウント対象になります。
支給月	年3回 4ヶ月ごとに支給(2・6・10月)	年6年 2ヶ月ごとに支給(偶数月) 初回支給は令和6年12月

※「第〇子」について・・・請求者(受給者)が養育する児童で、0歳から大学生年代まで(22歳到達後、最初の3月31日まで)の間にある子を年齢の高い順に数えて「第〇子」と言います。

【申請について】

①現在児童手当を受給していない方は、申請手続きが必要です。

【対象世帯例】

- ・中学生以下のお子様を養育しておらず、高校生のお子様を養育している方
- ・令和4年(2022年)6月制度改正以降に、所得上限を超過したことにより児童手当の受給資格を喪失している方

②現在児童手当を受給中の方は、申請手続きは原則不要です。

ただし、大学生年代のお子様を養育している場合は、そのお子様を第3子以降加算のカウントに含めるための申請が必要です。

「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。

※0歳から22歳年度末までのお子様は2人以下で、第3子以降加算の対象にならない場合は申請不要です。

※お子様の進学・就職を問わず、監護相当及び経済的負担がある場合はカウントの対象に含めることができます。

※制度改正により大学生年代のお子様自身は、第3子以降加算カウントに含めますが手当の支給対象にはなりません。

※受給者と住民票上同一の世帯に属さないお子様については、本村で把握が出来ない為、案内等が届いていない場合があります。対象の世帯であるにも関わらず、案内等が届かない場合は、保健福祉課にご連絡ください。

【問い合わせ先】

保健福祉課 0868-79-2233